

## 長野県住宅審議会

日 時：平成31年3月13日（火）

午後2時00分から

場 所：県庁西庁舎3階 301号会議室

### 1 開 会

#### ○山岸企画幹

それでは会議の開会に当たりまして、長野県建設部長の長谷川からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○長谷川建設部長

長野県建設部長の長谷川朋弘でございます。住宅審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより住宅行政を初めとする県行政の推進にご支援、ご尽力を賜わり、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の審議会ですが、来年度の新規事業関係と、前回に引き続き、新たな住宅セーフティネット制度についてご審議をいただきたいと考えております。

まず、来年度の新規事業であります「信州の多様な住まい方検討事業」でございますが、県の住宅施策は、これまでも長野県住生活基本計画に基づき、安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして、住まいの環境対応、災害対応、住まいのセーフティネットなど、5つの目標を掲げて鋭意取り組んできたところであります。

しかしながら、昨今、急激な少子高齢化、あるいは都市の空洞化問題、それから人生100年時代の到来など、さらに今、いろいろ世の中でも問題になっていきますけれども、福祉、教育分野の問題も含めて、この住宅、あるいは住まいの暮らし方ということに関して無関係ではないというふうにご考えてございまして、「しあわせ信州創造プラン2.0」が目指す、2030年の本県の本来あるべき姿を展望するときに、多様な暮らし方を支える多様な住まい方を改めて考えていこうと、そういう中で、現在の住宅施策の過不足を洗い出して、新たな時代に対応した施策の再構築を目指していこうと考えているところでございます。

本事業により当審議会に専門部会を設けまして、来年度から2020年度にかけてご審議をいただいて、信州の多様な住まい方についてご提言をいただきたいと考えております。

また、新たな住宅セーフティネット制度につきましては、前回の住宅審議会を、県居住支援協議会での議論を踏まえまして居住支援体制の検討などを行ってきたところですが、本日、これまでの取り組み、経過等をお示ししまして、今後の方向性等について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと考えております。

本日、限られた時間でございますが、十分にご審議と闊達な意見交換をお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○山岸企画幹

それでは、誠に申しわけございませんが、長谷川部長、この後、所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

本日の審議会でございますが、委員10名のところ、本日は山本かづ子委員様が都合により欠席でございます。9名の皆様にご出席をいただいております、長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます、委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会資料の確認をお願いしたいと思います。次第の裏面に資料の一覧がございますので、ごらんいただきながらお願いしたいと思います。次第の次にございますのが審議会の委員さんの名簿、それから裏面に条例をつけてございます。

それから資料1といたしまして「信州の多様な住まい方検討事業について」、それから資料2でございますが「事業概要及びスケジュールについて」、それから資料3でございますが「住宅確保要配慮者需要及び供給調査結果の概要について」ということで、調査結果の報告書をつけてございます。

それから資料4でございますが「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について」と、1枚物でございます。それから資料5の「新たな住宅セーフティネットの当面の課題と取組みの方向性について」でございます。

それから追加の参考資料ということで、信州の木建築賞に関するカラー刷りの資料、3枚ほどございますが、それも本日、配付をさせていただきます。資料についてはよろしいでしょうか。

本日はおおむね3時半ごろをめどに終了させていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの会議の議事進行は、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定によりまして、藤居会長さんをお願いをしたいと思います。

それでは藤居会長さん、よろしくをお願いいたします。

### 3 議 事

#### ○藤居会長

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほど部長さんのほうからお話がありましたように、今回は前からの続きのセーフティネットの制度と、それから新たな事業についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず本日の審議会の議事録の署名委員さんについて、ご出席いただいております委員の中から、本日は下平委員さんと田中委員さんに署名をお願いいたします。よろしく申し上げます。

## (1) 信州の多様な住まい方検討事業について

### ○藤居会長

それでは議事のほうに移ります。次第の(1)「信州の多様な住まい方検討事業について」を議題といたします。

まず、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

### ○事務局（建築住宅課 原専門幹）

建築住宅課企画係の原と申します。私から、信州の多様な住まい方検討事業についてご説明させていただきます。それでは着席にて説明させていただきます。

それでは、まず資料2をご覧くださいと思いますけれども、会議の冒頭、部長のあいさつでも触れましたが、県の住宅施策は当審議会でご審議いただきました「長野県住生活基本計画」に基づき、安心して健やか、多様な暮らしを支える住まいを目指して5つの目標を掲げ、鋭意取り組んでいるところでございます。

しかしながら、急激な少子高齢化や人生100年時代の到来、広域交通ネットワークの充実など、時代がめまぐるしく変革期を迎える中で、県の新たな総合計画である「しあわせ信州創造プラン2.0」が目指す、2030年の本県のあるべき姿を照らし、多様な暮らし方を支える多様な住まい方や交流人口の拡大による地域社会や経済の活性化など、持続可能な社会の実現に向けてしあわせ信州を実現する、信州で多様な住まい方について改めて提言をいただきたいと考えております。

資料1をご覧ください。

目的とするところですが、表題にもありますとおり、豊かな自然や美しい景観、地域の歴史や文化に根ざした信州らしい多様な住まい方、2030年住まい方ビジョンを示すとともに、新たな住宅施策の体系を再構築したいと考えております。

具体的な検討の流れについてご説明いたします。この資料1は、左のほうから右のほうに向けて順次、追ってご覧いただきたいと思っております。

左上をご覧ください。検討組織ですが、当住宅審議会に専門部会を設置し、詳細な検討をお願いしたいと考えております。委員構成につきましては、住宅審議会委員及び外部委員から構成する6名の委員を知事から任命させていただき、求める視点に記載のとおり、大局的な視点から提言をいただきたいと考えております。

検討経過の作業としては、大きく2つあります。県民等のニーズの把握と住まいと暮らしのイメージの具体化です。まず県民等のニーズの把握ですが、分野別ワークショップの開催や県民アンケートの実施により、広く県民や移住希望者等の参加をいただきながら、具体的なニーズの掘り起こしと把握に務めてまいりたいと考えております。

もう一つの作業ですが、住まいと暮らしのイメージの具体化についてですが、本日、別添で参考資料としてつけましたが、これは毎年開催している“信州の木”建築賞という事業でございしますが、毎年テーマを変えて募集をし、表彰をしているものです。

こういったこれらの機会を捉えながら、新年度のテーマを「住宅」としまして、2030年の信州での暮らし方を先駆的に実現している、あるいは提案している事例を、建築士などの専門家の参加のもと広く募集し、事例を収集する中で、住まいと暮らしのイメージを具

体化してまいりたいと考えております。

これらの経過で住まい方検討部会から、適時、ファシリテーターや審議委員等といたしましてご参加をいただきながら、結果に基づき審議、ご検討をいただきたいと考えております。

また、これらの一連の作業の検討の経過は、資料左下にありまして、関係部局はもとより、関係団体、民間団体など、作成段階から多様な主体が参画するとともに、メディア等の持つ発信力を最大限活用しながら進めてまいりたいと考えております。

住まい方検討部会の検討期間は、2019年、2020年の2カ年としておりますが、今年度の10月ごろ中間報告を受け、可能なものにつきましては2020年度の県の施策に反映させたいと考えております。その後、最終報告をいただきまして、2021年からの住生活基本計画の策定に反映させるほか、高齢者居住安定確保計画など、関連計画との統合もあわせて検討してまいりたいと考えております。なお、最終提言ですが、資料の右側のとおり、2030年の信州での暮らし方、住まい方のあるべき姿をビジョンとして取りまとめていただきたいと考えております。

次の、先ほど言った2ページ、資料2につきましては、これまでご説明した事業の目的や現状と課題、事業概要等をまとめたものですので、ご確認をお願いしたいと思います。事務局からの説明は、以上となります。

#### ○藤居会長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、信州の多様な住まい方検討事業を行うに当たっての説明をいただきました。

資料1及び資料2につきまして、まず委員の皆様からご意見をいただく前に、資料についてのご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか、それでは意見交換のほうに入らせていただきたいと思います。

これまでの説明につきまして、本審議会として、それぞれの委員さんの立場からご意見をいただきたいと思っております。何かご意見等がございましたらお願いいたします。

#### ○北村委員

資料2の3番のAですけれども、ワークショップの開催4回というのは、各分野別にそれぞれ4回でしょうか、それとも、福祉、移住、造り手、子育て、それを含めて4回ということでしょうか。

#### ○事務局（建築住宅課 原専門幹）

これにつきましては、分野ごとに4回、それぞれ1回ずつと、今のところ考えております。

#### ○北村委員

はい、ありがとうございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか、ほかにございましたらお願いします。

○下平委員

建築士会の下平です。この上の列と下の列、分野別ワークショップ、県民アンケート、これを足していったものと、それからこのコンクールのほうですね、これを平行に進めるということですか。

審議検討されたものに両方から矢印がありますが、提案をしていただくのに、この上のワークショップやアンケートは反映されたものにするのか。別々にイメージとして並行でやるのか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

いずれも並行して、上段のニーズの把握は、広く県民の皆様のご参加をいただいてご意見をお聞きします。

下の部分は、主に建築士の、専門家の皆さんに関与していただいて、具体的な事例でイメージを固めていくということで、作業的には独立し、並行してということで考えています。

○藤居会長

ありがとうございます。まず、この事業全体について、この進め方につきましては何かご意見はございますでしょうか。お願いします。

○古後委員

古後です。こちらの事業の全体の進め方ですけれども、この1年間で審議等を行って、2020年には新たな施策を展開していくというような形かと思うんですけれども。

「地域の歴史や文化に根差した信州らしい多様な住まい方」ということで、かなり文化的な面だとか、ニーズの調査だけではなくて、広く調査が必要なのではないかなと感じました。なので、1年間でこれだけ進めるというのは、かなり大変なんじゃないかなというふうに拝見したんですけれども。

こちらの全体のこのスケジュール感だとか、計画を立てるに当たって、こういった住まい方の施策を立てるに当たっての、何か他県での何か先進事例だとか、そういったものは何か参考にされているのかなと。

○藤居会長

ありがとうございます。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

特に他県の事例ということで参考にしたのは特にはないですが、おっしゃるとおり4月から初めて10月に中間報告ということで、スケジュール的にはタイトと、事務局も思っている部分があります。

10月の中間報告の部分というのは、やはり完璧なものではなくて、反映できるものについては2021年度の施策に反映したいという、ある意味、目標的な部分ではありますが、じっくりと腰を据えてやる部分もあると思いますので、最終的には2020年の10月、これ1年半ぐらいありますけれども、その中で固めていきたい。可能であれば指針ぐらいの中で、私どもでできるものがあれば反映したいということで考えています。

他県の例を参考にしたものは特にありません。

○藤居会長

よろしいでしょうか、ありがとうございます。ほかに全体の、この事業全体の進め方につきましてはいかがでしょうか。

○下平委員

もう1点よろしいですか。このコンクールですけれども、完成したものの評価ではなくて、計画する、例えばプランだとか、そういったものを審査するとか提案してもらおうとかということですか。そうするには、やっぱり最初にテーマというか、そういうようなものをはっきりしていったほうがいいだろうと思いますが。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

ご指摘いただきました、実例か計画かというところですが、その部分は、今、事務局としては両方考えていまして、正直なかなか作業も大変だなと思っています。

県だけで全部やるのではなくて関係団体にも、もちろん参加をしていただきながら、それはちょっとこれからご相談ですけれども、実例と計画ということで、両面で考えていきたいなと思っています。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかに、進め方に関しましてはいかがでしょうか。

○原委員

建設労連の原と申します。資料1の信州の多様な住まい方事業のほうの、ワークショップ及び県民アンケートについては、回数はワークショップ4回というのは先ほどかかいましたが、規模といいますか、どの程度の規模を考えていらっしゃるのか、それから、アンケートのほうもどの程度の規模を、対象サンプルというのを、もし今の段階である程度の腹案があれば、教えていただきたいと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

県民アンケートといいますか、その下に書いてありますが、県政モニター制度というのがあります。その中で、この多様な住まい方に限らず、広く県政にかかわる内容について、その都度テーマを立てて活用しています。なので、全県を対象とした内容につきましては、極力、この県政モニター制度を活用しまして意見を集約していきたいと思っています。

福祉関係とか、個別分野につきましてはまだ詳細は考えていませんが、記述式など深掘りしてご意見を聞くような形で考えていまして、県政モニターの中で幅広くお聞きをする部分と、個別で深掘りして意見をお聞きするというところで考えております。

○藤居会長

よろしいでしょうか、お願いします。

○柳澤恵子委員

柳澤です。よろしく申し上げます。ただいまのアンケートについてなんですけれども、県政モニターを活用されるということでしたが、分野別には移住、づくり手、子育ての3分野からということですが、子育て世代の若い方たちがなかなか県政モニターまで、どれぐらい反応があるんだろうか、たどりつけるんだろうかというのがちょっと不安かなと思いついて、若い世代への何かしら、そういったアンケートを取るに当たってのアプローチが必要ではないかなと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

ありがとうございます。特にその深掘りする意見というのは、通り一辺倒のモニターではなかなか、深掘りした意見をお聞きできないかなと思っていますので、ワークショップの中に移住とか福祉、子育てのメニューも記載させてございますが、そういう分野から深掘りした意見をお聞きできるようなスキームを考えたいなと考えています。

○藤居会長

ありがとうございます。お願いします。矢島委員さん。

○矢島委員

矢島です。よろしく申し上げます。質問になってしまいますが、移住希望者へのニーズの把握というのは、具体的にどんな形を持って移住希望者からニーズを聞き出すのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

まだ、具体的に詰めていない部分もありますが、そういう方のリストを、移住された方等のリストを、その分野からいただく中で、個別にお聞きをするというようなことを考えております。

○藤居会長

よろしいでしょうか。関連して、このアンケートも、新たに移住希望者、あるいは従事者なりに実施するとした場合は、来年度中の予定をなされるわけですか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

その基礎的な調査は、来年度の早い時期に事務的には進めたいと思っております。

また宅建協会さんにも、移住されている方の、個人情報があるかと思えますから、提供できる範囲でいただければ、そういった方にもアンケートをお願いしていきたいと思っています。

○藤居会長

よろしいでしょうか。あともう一つの点としては、今の資料について、分野別の話がありますが、この分野別についてのご意見とか、あるいは、先ほどもありましたが、ワークショップの中に分野別の内容がありますが、この辺のことについて何かご意見がありますでしょうか。また、先ほどのアンケートの内容につきまして、例えば具体的に検討すべき内容等がありましたら、ご意見をいただきたいと思っています。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

この資料についてですが、現段階の素案ということでお示ししてございますが、実際やっていくとなると、ワークショップの開催方法とかいろいろありますけれども、そのあたりは、専門部会にもお諮りをしながら、ご意見をお聞きしながら最終的にはまとめていきたいと思っております。

○藤居会長

ほかにご意見ございませんでしょうか、お願いします。

○田中委員

田中です。よろしく申し上げます。今回のワークショップやアンケートをやって、最終的にその報告につなげるという形だと思いますが、多様な住まい方を2030年のビジョンに向けて示すことが、大きな最初の目的というか、目指すゴールになるでしょうか。

それに向けてどういうアンケートなりワークショップをするかということだと思えます。自分たちはこういう住まい方がいいという、いろいろな意見が出たアンケートをまとめる報告なのか、多様な住まいを支える根幹にはこういう住宅施策が必要なんじゃないかなという、そのベース的な提案をつくるのが報告の最終的なところになってくるのか、どこにゴールを持っていかれるかによって、そのアンケートとか、ワークショップのやり方も違ってくると思えます。

何か住まいというと、どうしても長野県全体を考えながらというよりも、多分どこかの地域を考えながらとか個別的になっていきますが、今回の場合は大局的に長野県全体という形になってくると、ちょっとそのバランスが難しいのかなと思えます。

具体的に、そのアンケートの内容を考えられていますけれども、どういった形なのか、ゴールのイメージをお持ちであったら、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○事務局（建築住宅課 塩入主任専門指導員）

多様性ということになりますと、非常に幅が広い面ということになってこようかと思えます。これまでのような県の施策、どちらかというところ、ある程度の塊の部分に対して狙いを定めて施策の展開をしておりましたけれども、これだけでカバーできないところについ



て、どこかで手を差し伸べるかということ、見きわめるということも含めまして、いろいろなご意見をいただく中で、少しずつ詰めていくというような形になってこようかと思えます。

全てに対して施策展開はし兼ねる部分も出てこようかと思えますので、そういったときに、どういうフォローを差し上げることでそういった多様な方たちのその暮らし方、住まい方というものについて救える部分があるのかどうか、そのあたりもしっかりとご審議をいただければと考えてございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。

○田中委員

今回の場合は多様な意見を、いろいろな方の意見をまず集めようというような視点でいいでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

○事務局（建築住宅課 塩入主任専門指導員）

しっかりお伺いをしよう。

○原委員

もう1点、このたぐいのと申しますか、こういう施策というのは直接、住民を自治されている各市町村でも、例えば空き家ですとか移住の問題なども含めて、さまざまな事業を展開されている市町村があるのを承知していますけれども。

最終的に県のほうで、今、おっしゃったような方向の中で一定の結論が出て、それと、その市町村の展開されている、それぞれの住宅関連施策がありますけれども、これとの関係性で、何かイメージを持っていらっしゃるイメージがもし、いま現段階であれば教えていただきたいと思えます。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

住まい方となりますと、非常にまちづくりに密接な関係があるかと思えます。市町村がまちづくりの主体となりますので、一つのイメージとしては、県と市町村が協調して何かしら住まい方が支援できるような、市町村の住まいづくりで、まちづくりを県としてバックアップと申しますか、フォローと申しますか、そんなイメージを現段階では描いている状況でございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。ほかにありましたらお願いします。古後委員さん。

○古後委員

すみません、先ほどの分野別のワークショップやアンケートの対象の切り口の話ですけれども、おそらく多様な住まい方の、住まい方のビジョンがいわゆる都市部と申しますか、

長野市の市街地だとか松本市だとかというところと、中山間地とか、大分田舎のほうで大分、課題だとかニーズだとかが異なると思いますけれども。

なので、ワークショップとかアンケートの部分で、そのあたりの、両方のニーズを拾えるような形で配慮していけるといいのかなというふうに思いました。

○藤居会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

地域別のワークショップ、あるいはアンケート等のやり方というのも検討いただければというふうなご意見だと思います。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

○柳澤玉枝委員

分野別ワークショップですけれども、福祉・子育ての分野ということでここに一緒に入っていますけれども。福祉の分野というのは、非常に複雑なニーズがあるというふうに思っています。

そういったところでワークショップ、分野別に持つとすれば、福祉分野や子育て、別の分野でやってもらうといいんじゃないかなというようにちょっと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○藤居会長

ありがとうございます。このワークショップの分野についてのご意見ということで。

関連してなんですが、今の話で、このワークショップのここに挙げられている、一応、たたき台の分野とか、あるいは県民アンケートに関しての、一応ここに挙げられている分野、内容に関しましては、これは基本的にはこれ、専門部会のほうで具体的に詰めるという形態になるわけでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

開催方法も含めて、詳細については専門部会で詰めていただくというようなことで考えております。

○藤居会長

わかりました。ちょっと、具体的な内容については専門分科会で詰めていただくということになるそうですけれども、審議会として、今いろいろな分野について、こういう分野の分け方とか、あるいはこういう分野をもっと入れたほうがいいのかということをご意見としていただいとくと、あと、専門部会等に反映いただけるかなというふうな気もいたします。

細かいことで、まだたたき台の段階なので決まってはいいないですけれども、例えばこのワークショップ開催4回というのは、先ほどありましたけれども、それぞれの分野が4回ということですが、この分野自体が、資料1の中にある書き方と、資料2にある書き方が違うんですけれども、これもまあ、あと、決められることでよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

予算取りの時と、だんだん詰めていく中で、まだ固まっていない部分がありますが、詳細はまた専門部会のほうでご審議をいただくことで考えております。

○藤居会長

わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か分野別、あるいはアンケート調査等の内容等について、今の段階でご意見がありましたらお願いいたします。

○下平委員

この表題のところにあります「地域の歴史や文化に根ざした」というあたりのところで、すね、これ専門部会でアンケート、あるいはワークショップのテーマを絞るときに非常におもしろいと思っているのは、ここに育った人がどうこの地域や歴史や文化を見ているのかということ、それから移住者です、移住者が来てみてどんなことを感じたか、どこがいいのか悪いのか、ここを改善すればもっとよくなるかとか、そんなような話が聞けるだろうと思うので、そういうようなところを、この中と外から見たところというようにところもちょっとポイントに置いていただけるといいかと、構成していけばいいかなというふうなことを思っています。

それからコンクールのほうにも、やはりプランも含めて、雪の多い地域と、それから南のほうの雪の少ない地域という建築の住まい方も若干違うので、それも長野県の持っている一つの特性ですから、そこらも含めてアイデアをいただくということでもいいと思いますし、ただ、そうしたときにプランがうまく出てくるのかなというようにちょっと不安です。

たまたま建築士会でも協力させていただいて、2地域居住のプランのときも住むという、暮らすということ、どんな暮らし方をというテーマでプランを立てないと、理想的なことだけ言ってもだめで、では、アルプスを見ながら暮らすときにはこんなプランはどうかとか、こんなというふうな具体的なイメージのわくような、生活プランがわくような提案を、こちらから示した中でのプランを出していただいたというようにあるもので、そこら辺のところを部会の中で検討されていくことがいいかなというふうに思います。

○藤居会長

ありがとうございます。部会の資料等において検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。ほかに、北村委員さん。

○北村委員

北村です。これもまた質問になってしまうんですけども、このプラン、実際に建てられたものの表彰とプランの段階での表彰ということを先ほどおっしゃられたと思うんですけども、住まい方という観点からいくと、先ほど下平さんもおっしゃられたように、長野県、やはり南北に長いということになってきますと、そこで最優秀ですとか表彰すること、順位を決めるということになるかと思うんですけども、決めていく上で

の何かこう基準的なものというのは、今、もう、少しイメージされているところというの  
はございますでしょうか。

○藤居会長  
お願いします。

○事務局（建築住宅課 小林課長）  
一つには、目的としてはイメージの具体化といいますか、そういう先駆的な取り組みを  
している事例の収集が一つの目的だと思っております、コンクールである以上は優劣をつ  
ける作業はありますが、それが直接的な目的ではないと思っております。あくまで先駆的な  
事例の収集をするということ、今回は第1の目的にしたいと思っております。

そういう中で、プランの優秀性もそうですが、一つには2030年の、これからいろいろ社  
会の問題が顕在化していく中で、2030年のあるべき住まい方といいますか、そういうもの  
をいかに先駆的に実践しているか、あるいは提案しているかというあたりが、一番ポイント  
ということになります。

○藤居会長  
よろしいでしょうか。では、田中委員さん、お願いします。

○田中委員  
あとは専門部会で具体的に考えていただくことだと思いますけど、アンケート、調査の  
3分野の中に、住まい手という方々も入れた方がいいと思います。実際、住んできた方と、  
移住される方の意見の違いとか、あと、先ほどあった山間部で暮らしている方々も今の生  
活の多様性の一つかと思えます。

今、生活されている方々というのも、一つ大きな視点かなと思うので、それを入れてい  
ただいたらいいいのかなと思います。以上です。

○藤居会長  
ありがとうございます。アンケートに関しまして、今のたたき台に、住み手のほうもと  
いう意見だと思いますので、お願いします。ほかにございますか。

ひとつ、この資料1の検討専門部会のほうは、この上の枠の中に入っているんですけれ  
ども、この下のイメージの具体化は、先ほど計画とか、あるいは実例のコンクールのほう  
が下の枠にあるんですが、この下の枠の具体化のほうは、専門部会のほうでの検討対象と  
は別途になるわけでしょうか、この絵から見ると。

○事務局（建築住宅課 小林課長）  
資料の2をごらんいただきますと、事業費が下のほうに書いてありますが、資料1の上  
の枠の中は、あくまで資料2の今回の検討事業予算の中での話を書いております。

別の資料でカラー刷りでおつけしてしますが、「信州の木建築賞」というのは、またち  
よっと別の予算になりまして、本来であれば事業としては別ですが、いろいろな事業を関

連付けて新たな住まい方について検討をしていきたいということで、流れとしては1本になっています。事業の予算としては別というようなことで、枠で分けているという意味です。

○事務局（建築住宅課 塩入主任専門指導員）

予算上の仕組みとご審議いただくときの重なり方というのは、違ってまいるかと思いませんので、当然ながら、事例の収集をするに当たってどういった方向で進んでいくのか、どういったところが必要かということは、ご意見をいただいたものを反映した上で、コンクールについても実施されていくということで、部会の中での議論というのは、それぞれにわたってご意見を賜りたいということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

一応、時間もありますもので、この辺で、だいたい出していただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

ここで委員の構成が6名となっております。これは審議会の委員さんのほうからと、それから外部の委員さんということで構成を予定してございまして、これから、今日いただいたご意見等踏まえて各分野別に委員の人選の進めたいと思いますので、審議会の委員さんからどなたを人選するかということを含めて、また会長さんともご相談させていただいて、これは事務局のほうの知事の任命になりますけれども、そんなことで進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、ただいま頂いた各委員さんからの貴重なご意見等を踏まえまして、検討いただけるとと思いますので、よろしく願いします。

（2）新たな住宅セーフティネット制度について

○藤居会長

それでは次第（2）で、これは前回からの続きになりますが、新たな住宅セーフティネット制度について、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

建築課の山岸でございます。それでは、私のほうから資料3と4について説明をさせていただきます。着座で申しわけございません。

それでは資料3でございますが、本年度、実施をしました住宅確保要配慮者の需要と、

それから供給の調査結果の概要についてご説明をしたいと思います。

資料3の1ページでございます。調査の概要でございますが、この調査は住宅確保要配慮者の需要と供給についての調査でございます、この資料は需要側の調査でございます。

需要側の調査の期間でございますが、昨年の9月21日から12月20日まででございます、対象は住宅セーフティネット法で定める、いわゆる住宅確保要配慮者という視点で、生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者ということで抽出し、対象としたところでございます。

実施の方法は、生活困窮者自立支援法に基づき実施しております、「まいさぼ」の運営の統括を行っております、県の社会福祉協議会に委託をしまして、平成29年度のこの「まいさぼ」への新規の相談の事例から抽出をいたしまして、内容、件数、あるいは課題となった内容、件数等を調査したものでございます。

総数は3,116件、新規の相談がございまして、この中から住宅確保支援の事例を抽出したところでございます。

2の調査結果の概要でございますが、(1)の住宅確保の支援を行った件数でございますが、29年度の新規相談受付件数が3,116件のうち304件ということでございまして、全体の9.7%が、住宅確保支援の事例であるということでございます。

次の2ページをお願いしたいと思いますが、2ページは、各「まいさぼ」の種類別の件数等を一覧で示してございまして、新規の相談件数は、人口が多い市部が多くなってございますが、相談件数における住宅支援を行った割合で申し上げますと、一番下の囲みでございますが市部が9.5%、それから郡部が11%ということで、郡部のほうが若干高くなっているという状況でございます。

それから3ページでございますが、3ページの(2)は世帯人数別でございますが、単身世帯が全体の60%ということでございまして、以下、2人世帯、3人以上ということで、単身世帯が多い割合を占めているということでございます。

それから(3)でございますが、世帯の属性別ですが、これは65歳以上の高齢者のいる世帯が23.3%ということで高く、次が障害者手帳を取得している方の世帯で13.4%、それから子育て世帯が12.5%ということでございます。

その下にその他というジャンルで、これが一番、割合が高いわけですが、これは生活困窮者という広い範囲の中で、おそらくこの上記の類型に含まれない、いわゆる単身の世帯の方等の属性が多かったという内容でございます。

それから4ページは、この住宅確保に要する支援の内容ということでございまして、この支援の内容からいいますと、家賃滞納等による退去を求められた者への支援ということで、これが一番多く26.1%でございます。それからホームレスの皆さんへの支援ということで19.4%、それから介護等の住居の喪失が8.2%というような順番でございまして、こちらでもその他のところが80件ということで、高いところでございますが、これは家族の関係とか、あるいは負債等によるものだという事例があったということでございます。

それから次の5ページの(5)でございますが、住宅確保支援に関し課題となった内容ということでございまして、これは入居にかかわる費用が払えなかったというものが58.8%、それから連帯保証人が確保できないという課題が30.2%ということでございまして、その他には、記載がございまして、相談者本人に関する課題と社会的な課題というよ

うなことで分けられる内容がございました。

それから6ページの(6)でございますが、住宅確保支援に関する支援の内容と世帯人数の関係でございます。

これは、家賃滞納等により賃貸住宅から退去を求められた者ということでは、80人のうち単身の世帯別ではほぼ均等しているような状況でございますが、ホームレスの方、それから解雇、離職等による住宅の喪失では、単身者が非常に多いというような状況でございます。

それから7ページの住宅確保支援に関する支援内容の世帯の属性でございますが、これは家賃滞納等による賃貸住宅から退去を求められた者というのは、高齢者、それから子育て世帯で多くなっておりまして、高齢者世帯のみで見ますと、強制執行による自宅の喪失が73.3%、それから、家賃が低廉な住宅への転居、これも53%ということで、高齢者の住みかえという需要があることが見てとれると思います。

それから8ページの(8)でございますが、住宅確保支援に関する支援内容と課題でございますが、これは入居時の問題としましては、入居時にかかわる費用と、それから保証人の確保ということが大きな課題となっております。このほかには解雇、それから離職等によります住居の喪失、それからホームレスの状態の者では、事例数に対しまして課題が1.8倍と多くなってございまして、相談者が複数の課題を抱えているということがここから伺えるのではないかと思います。以上が需要の関係の調査でございます。

続いて9ページは、いわゆる供給側の調査でございまして、これは民間賃貸住宅のオーナー側の調査を、昨年9月から10月にかけて行ったものでございます。

対象としましては、公益財団法人全国賃貸経営者協会連合会長野県支部の会員であります、いわゆる賃貸住宅のオーナーの皆さんに、アンケート方式で調査をしたものでございます。1,500件の皆さんにアンケートを出しまして回収の方法で行ったところでございます。有効回答数が335件でございまして、回答率は22%で、この結果が以下に記載してございます。

2の回答の概要でございますが、回答概要の(1)につきましては所有する賃貸住宅の状況でございまして、782棟で、戸数からしますと4,392戸と、そのうち空き家の戸数は350戸ということで、8%の空き家があるという状況でございます。この床面積25㎡という要件を満たさない物件は415件ということで、9.4%という状況でございました。

それから(2)のこの新たな住宅セーフティネットの認知度についての質問では、70%がこの制度を知らないということにして、制度の認知度が低いという状況でございます。

(3)の次のページでございますが、(ア)の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の希望の状況でございますが、これは29.1%、約3割の皆さんが登録を希望したいという意向を示されたところでございます。

それから(イ)の住宅確保要配慮者の入居を拒まない、賃貸住宅の登録を希望したオーナーが期待する内容ということでございまして、一番多いのが空き室を減らしたいというのが78.1%で、それから補助を受けたいというのが41.7%という状況でございます。

それから(ウ)の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を希望しなかったオーナーの皆さんが、どのような要件がそろえば登録したいかという質問でございますが、これについては、一番多いのは家賃債務保証があればという方が52.4%ということでござ

いまして、要配慮者の皆さんの家賃の支払い能力について、不安が大きいというようなことが見てとれるかと思えます。

それから最後に（４）の住宅確保要配慮者の所有物件への入居についてということでございまして、この、いわゆる要配慮者の入居に対して抵抗感があるのかという問いでございますが、一番多かったのは、抵抗感がある中で一番多かったのは、障害をお持ちの方の知的・精神の方の抵抗感が67.5%ということで、一番高い率を示しております、そのほかには、以下低額所得者が54.6%、それから外国人の方が57.0%ということで、子育て世帯とか、それからひとり親世帯については抵抗感は低いというアンケートの結果でございます。

以上が、本年度調査をしました需要と供給の調査の概要でございます。

続きまして資料４でございますが、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定についてということでございます。

最初に、この居住支援法人は何ぞやということでございますが、これはいわゆる住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための各種支援を実施する法人ということで、これは法律に基づく（１）の、いわゆるセーフティネット法に基づく法人でございまして、（２）の、この指定を受けられる法人としましては、NPO法人、社会福祉法人、居住支援を行う会社等が想定をされているところでございます。

２の居住支援法人の活動等ということでございますが、行う業務としましては（１）の①から③に記載の業務と、それに付帯する業務とされておまして、この法人を指定する効果ということで、（２）に記載してございますが、この下に居住支援の体系図をお示ししており、行政、不動産関係団体、それから居住支援団体など、地域における居住支援にかかるさまざまな主体が必要な事項を協議するプラットフォームということで、居住支援協議会を組織してございます。居住支援協議会と、今回指定を申し上げた居住支援法人が連携をして住宅確保要配慮者への具体的な生活支援等を行うことで、支援制度の充実と実効性の担保が図られるということでございます。

今回、指定をしました団体は、３のところに記載のとおりでございまして、法人名は社会福祉法人長野県社会福祉協議会、県社協でございまして、所在地等は記載のとおりでございます。

（３）の主な支援活動でございますが、県からの受託事業としまして、生活困窮者自立支援法に基づきます、先ほど申し上げましたが、「まいさぼ」さんで、生活困窮者支援を実施しているほか、住宅確保要配慮者に対しましては、入居時の支援といたしまして３カ月相当の家賃の債務保証や、入居後の生活支援といたしまして、原則、月１回の訪問というような内容で、幅広い入居生活支援を行っているところでございます。指定日は本年１月25日で指定をしてございます。

裏面のほうに、居住支援協議会の活動する例示と、それから今回指定をした法人がどのような業務をするかという範囲を示してございまして、おおむね、多くの部分をこの支援法人の業務でカバーができていたというようなことでございまして、今後、新たな担い手として、この法人の活動が期待をされるところでございます。私からの説明は以上でございます。



○藤居会長

ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明いただきました資料3と資料4につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。矢島委員さん。

○矢島委員

すみません、おわかりになったらでよろしいですが、資料3の1ページの住宅確保支援を行った事例数ということでございまして、3,116件のうち304件ということで9.7%ということですが、残りの90%近くについては支援を受けられなかったというか、受けていないということになりますけれども、その辺はどういうことでその支援を受けられなかったのかなと、ちょっと思いまして、供給側のほうのアンケートを見ますと、生活困窮者への入居の抵抗感があるというのは大きい数字で出ていますが、それも何かわかるような気がしますが、ちょっと9割近い数字なものですから、ちょっとそこら辺の中身がもう少しわかればなと思ってお聞きします。よろしくをお願いします。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

3,000件といたしますのは、「まいさぼ」さんのところには住宅以外の諸々の相談がまいります。単純に生活に困窮しているとか、いろいろな相談がありまして、そのうち、住宅に関しての相談、事例を抽出しまして、今回、セーフティネットの関係では住宅支援の関係の分析をしたかったものですから、そこから住宅に関する支援を行った事例を抽出したものが304件というふうにご理解いただきたいと思います。

○矢島委員

そうすると、304件に対する支援。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

304件については何らかの住宅の支援を行った件数でございまして、総数でございます。

○矢島委員

わかりました。ありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

その内容の分析をしたのが、以下の世帯の分類等を示しているものでございます。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかに何か、お願いします。北村委員さん。

○北村委員

資料3の3ページですけれども、単身が60%ということでしたが、単身60%の中で、高齢者の単身というのはどのぐらいあるというのはわかりますでしょうか。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

世帯属性は、高齢者、障がい者、子育て以外のその他世帯の方が一番多く占めています。おそらく単身者の高齢者も、上の表の率からしても多くを占めているということになるのかと思います。

○北村委員

ありがとうございます。

○藤居会長

ありがとうございます。ご質問がありましたらお願いします。

○原委員

資料4の1ページですね。その下段のほうに、今回、住宅確保要配慮者居住支援法人ということで、県の社協さんが指定されたということですが。

3の指定団体の概要の(2)その他の窓口、県内9カ所とあるので、長野県、南北広いので、相当広い県ですけれども、本部は長野市にあるわけですが、支援を受ける皆さんのアクセス上、この9カ所の窓口がある程度機能して、地域的に利用しにくいとか、そういう障害は特にないというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

この9カ所というのは、「まいさぼ」さんで県のほうから県社協さんに委託をしているところなので、具体的に申し上げますと、資料の3の2ページをご覧くださいと思いますが、ここに9カ所は、この町村と左側に小さく書いたものがございます。ここがいわゆる9カ所の県の県社協さんの窓口というふうに考えていただければいいと思いますので、そこで各地域ごとにちょうど郡のところを紹介しているものでございまして、ここが居住支援法人としての相談窓口になっているというふうに考えていただければよろしいかと思います。

全県的には、窓口は確保されているようになっております。

○原委員

わかりました。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかにご意見がありましたらお願いします。

○田中委員

大家さんの認知度というのが少なかったということでしたが、逆に需要者側というか、生活支援される側の方々の認知度というのは、調査する方法というのはありますか。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

需要者側の皆さん、この制度ということですかね。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

今回、居住支援法人として県社協さんを指定させていただいたので、県社協さんはこのセーフティネットの制度の居住支援法人ということなので、この制度をよく熟知をしているので、そこに窓口に来られる方については、こういう制度があるということは

そこで対応ができるかと思えます。ただ、おっしゃっているように、窓口に来る方だけが要配慮者ではないというのは確かにあるかと思えます。この制度をどうやって周知をするかということを考えられるのは、いわゆる支援者というのは、例えば市町村なり、あるいは福祉関係団体の皆さんとかもいらっしゃいます。市町村の皆さんは、この制度というのは、県だけではなくて市町村もこの制度の主体になりますので、その制度は承知しております。

一方で福祉関係団体、支援者の団体につきましては、今、おっしゃいました、居住支援法人、居住支援協議会が組織しておりまして、そこに県社協さんとか、それから福祉の支援の団体さんが入っております、そういうところから、この制度の内容についても情報を流しながらやっていきたいと思っておりますし、この居住支援協議会をさらにほかの支援をしている団体さんを構成に加え、それらの活動の中から周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○藤居会長

ありがとうございます。では柳澤委員。

○柳澤玉枝委員

この制度の周知についてなんですけれども、やはり地域でのネットワークというか、市町村レベルになると思えますけれども、そういったネットワークづくりというのがすごく大事じゃないかなというふうに考えています。

このアンケート調査結果で、連帯保証人の確保ができないために賃貸契約ができないというところの背景というか、結局、その家族関係の問題だとか、おひとり暮らしだとか、そういった方がこういった状況になる確率も高いんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の、なぜというところがちょっと知りたいなと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

個別の相談の内容については、具体的に申し上げることはできませんが、個別の案件の細かい内容がございますので、分析をしながら具体的な支援にはつなげていきたいと思えます。

委員さんおっしゃったように、個別に具体的な支援はやはり市町村でないかと思えますので、居住支援をどういうふうに行っていくかということについては、今、全市町村に意向のアンケートを取ってございまして、今後のかかわりをどうしようかということも、

意向を確認しながらこの居住支援協議会等で議論して、方策を検討していきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○藤居会長

ありがとうございます。では柳澤委員さん。

○柳澤恵子委員

10ページ、オーナーさんは空き家を減らしたいと思っている反面、家賃債務の保証ができないから、なかなかこういったものが進まないというのがあります。

そして4ページですね、家賃滞納のために退去させられたという人がいるということも事実です。そうなりますと、そういうことも全般的に見ていきますと、例えば今回、社会福祉協議会さんが支援団体、指定団体になって3カ月の家賃保証をしてくださると、月に1回の訪問をして見守ってくださるということがあるんですけども、その滞納してしまうその側、受ける側の人たちに対しても、ライフプランの建て直しですとか、生活設計をサポートするというような、何かサポートがないと、結局、3カ月の家賃保証があったとしても、また同じことの繰り返しになってしまうのではないのかなと危惧するところでありまして、そういったところはハードルを低くして、相談しやすい窓口をもう少し考えていただければなと思うんですけども。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

県社協さんは、先ほど申しあげました「まいさぼ」の窓口になってございまして、「まいさぼ」ので相談を受けて、その中でいわゆる支援プランを作成することになっています。

○地域福祉課 飛澤補佐

地域福祉課と申します。補足させていただきますと、「まいさぼ」では家計改善支援ですとか、そういうことも行っておりますので、今、言ったような保証だけでなく、やっぱり入口は入口で支援できるような支援もしているところでございますので、うまくそこは、はい、連携を取って。

○柳澤恵子委員

さらにそこまで発展させていくと、そういう生活困窮者がどれぐらいそこを頼っていかれるのかなとか、知っているのかという認知度についてもやはりちょっと考えていくところでもあるのかなと思うので、そういったところもお願いできればなと思います。

○地域福祉課 飛澤補佐

ありがとうございます。課題としてはなかなか生活困窮ということが、なかなか手を上げて支援を受けにくいといったようなこともありますので、この制度の周知ですか、そういったものは非常に課題だということ、これ長野県だけでなく全国的な課題ということもありまして、手を上げにくい方々に対する支援、どこまでできるかということが私どもとしても調査、大事な課題で取り組んでいきたいと思っております。また検討してまいり

たいと思っております。

○藤居会長

どうもありがとうございました。

それでは、今のお話も引き続いてになるんですが、先に資料の5、最後の資料ですけれども、このほうの説明をお願いいたします。

○事務局（建築住宅課 原専門幹）

それでは、次に資料5の新たな住宅セーフティネットの当面の課題と取組みの方向性について、ご説明いたします。

まず、法律に基づいて設置されております住宅支援協議会での議論の中では、要配慮者の入居支援は、入居後のトラブル等に対応する支援体制の構築が必要ではないか、また、入居者と賃貸人の信頼関係づくりのために、入居を支援する主体が明確であることが必要ではないかというような意見が出されたところです。

それを受けまして、当面の課題と必要と考えられる取組みといたしましては、まず優先的な取組みといたしまして、居住支援の中心的な役割を果たす、居住支援法人の指定などの体制づくりを進めてまいりました。具体的には居住支援法人、先ほどもありましたとおり、指定ということで長野県社会福祉協議会を法人に指定いたしました。今後もNPO法人ですとか、その居住支援法人の指定を進めてまいりたいと考えております。

次に、指定した居住支援法人による支援の実績の蓄積と課題の共有が必要ということです。指定した居住支援法人の具体的な支援活動の状況を収集し、分析する仕組みづくりを図り、活動状況の分析を踏まえた居住支援協議会等における支援の検討を進めたいと考えております。

次に居住支援法人を通じた賃貸人、要配慮者、支援者との信頼関係の構築です。これは居住支援法人を通じた情報や意見の交換と課題の共有を図り、支援体制の見える化による賃貸人の安心感の醸成や、登録住宅の促進を進めていくというものでございます。

次に市町村や関係する他の協議会との共同や連携でございます。これは協議会の会員の充実、拡充や市町村との共同や連携を図るために、居住支援協議会の構成団体の拡充を検討するというものでございます。また、先ほどありましたとおり、今、そういった会員の皆様、また市町村等にアンケートを取っているところでございます。

また、居住支援につながる具体的な事業の検討ということで、一応、31年度の事業といたしましては、この制度の周知を図るためということで住宅のオーナー、市町村、民間支援団体等を対象に、セミナーの開催というのを計画してございます。

次に、実効性のある賃貸住宅供給促進計画でございます。計画の策定につきましては、居住支援法人などの具体的な支援活動の実績を反映した内容の検討、また、公営住宅の整備の方向性などを勘案し、また関連計画、これは住生活基本計画及び高齢者居住安定確保計画などになるんですけれども、それとの一体での検討が必要ではないかと考えているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございました。それでは、ただいまいただきました説明に対しまして、各委員さんの立場からご意見を申し上げます。

○柳澤玉枝委員

今後、構成団体の拡充の検討ということで、市町村にアンケートを取るというふうなことですけれども、この居住支援については、個別支援というような形になっていくと思うので、居住支援協議会を通じた情報や意見の交換と課題の共有というところも、市町村レベルでそういった部分というのは非常に重要な役割を果たしていくんじゃないかなというふうに思います。

なので、市町村の役割は一番重要な部分になるかと思うので、そのところはしっかりと周知をして、つくり上げていっていただければいいと思います。

○事務局（建築住宅課 山岸企画幹）

居住支援協議会は、法律上地方公共団体がつくることはできることになっており、県でも市町村でも民間団体でもつくれますけれども、現状では、本県の場合は、県がつくっているだけというのが現状です。

今、委員さんおっしゃったように、市町村には、県の居住支援協議会に参画しますかとか、自らつくろうとしていますかという意向を、確認しているところでございます。

そこで意向が確認できたら、県の居住支援協会の構成の中にどうやって組み入れるとかということも考えていくというのと、それから市町村も、いわゆる住宅の部局と、福祉の部局の連携というのもやはり必要になってきますので、そこも連携した上で、体制を検討していきたいと思っております。

加えて、いわゆる福祉のさまざまな関係の団体がございます。そこも、いわゆる住まいに関する相談等もやってございますので、現状では居住支援協会の福祉関係団体は県の社会福祉協議会と、長野市の社協、NPO法人さんが入っているだけなので、それ以外の、福祉関係団体の皆さんも参画するようなことも、今後、検討をさせていただきたいと思っていますので、ご意見があればいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤居会長

ありがとうございます。

○柳澤玉枝委員

このことについては、「まいさぼ」が非常に重要な役割を担うと思っているんですが、その「まいさぼ」の仕事量はすごく時間を要し、手間ひまがかかると思います。そこら辺から担当としていかがでしょうか。

○地域福祉課 飛澤補佐

「まいさぼ」につきましては、先ほど説明がありましたとおり県下に24カ所ありますが、市のほうでも所管しているところもあります。状況によりましては市のほうでは直営で

やっているものであります。いわゆる職員が委託じゃなくて自分でやっているケースもあります。また、長野県のように、県社協のほうに委託して職員がやっていると。

やはり県の場合は、なかなか「まいさぼ」に配置している職員のほうも数名といった中で、就労だけの支援をしている部分ではありませんので、非常にやはり職員としても、いろいろな業務を抱えている中で、正直言うと余裕があるというような状況ではないんですけれども、ただやっぱり住むということが非常に生活の中では重要な視点になりますので、そういった認識を持って、「まいさぼ」職員は取り組んでくれてはおりますが、今後ちょっとまたいろいろ連携を図っていかなければならないかとは思いますが、まあ、そんな状況ですね。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども資料2、資料3というようなところでもご意見いただきましたけれども、ご意見はよろしいでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただいたということで、事務局におかれましては、ただいまいただいた各委員さんからの貴重なご意見を踏まえまして、また今後、検討いただければと思います。ありがとうございました。

(3) その他

○藤居会長

議事の(3)その他として、事務局から説明をお願いします。

○事務局(建築住宅課 原専門幹)

それでは、事務局から連絡事項ということで、今年度の住宅審議会は、今回が最後ということになります。

次回につきましては、多様な住まい方検討のため、一応、5月の連休後くらいを予定しておりますので、また後日、ご案内申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございました。予定してました議事は以上となります。

その他、何か特に意見等がございましたら、委員の皆さんお願いします。よろしいでしょうか。

では、今日のご協力をいただきましてありがとうございました。本日の議事は以上で終了させていただきます。ありがとうございます。

○事務局(建築住宅課 山岸企画幹)

ありがとうございました。本日は藤居会長さんを初め、委員の皆様には長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、小林建築住宅課長からごあいさつを申し上げます。

○小林建築住宅課長

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、また熱心にご議論をいただきました。貴重なご意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございました。

信州の多様な住まい方検討事業、並びに新たな住宅セーフティネット制度の構築につきましては、本日、皆様からいただきました貴重なご意見を含めまして、今後の具体的な取り組みに反映し、実効性のある取り組みが図られますよう、引き続き委員の皆様のご協力を賜わりますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

4 閉 会

○事務局

以上をもちまして閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

議事録署名委員

---

---